



就労のしおり

リハビリテーション

病気や怪我により、休職や退職をすることとなったり、障がいを負ったりし、不安に思っている方は多いと思います。

国は、障がいのある人が障がいのない人と同様、その能力と適性に応じた雇用の場に就き、地域で自立した生活を送ることができるような社会の実現を目指し、障がいのある人の雇用対策を総合的に推進しています（厚生労働省ホームページより）。平成27年度の厚生労働省の集計では、民間企業で45万人以上、公的機関で5万人以上の障がいをお持ちの方々が就労しています。

当院でも、お一人お一人の身体の状態やご希望に合わせ、就労や復職にむけて、必要な支援やリハビリテーションを提供できるように努めてまいります。

1. 就労の意義

自立（自律）した生活を送る上で就労は重要です。



受傷・発症

- ・ 休職/退職
- ・ これからの生活が成り立つか
- ・ 自宅に帰って、どうすれば良いか

など不安があるかもしれません。

就労を通じて

- ・ 安定した収入
- ・ 社会的交流
- ・ 家庭や社会での役割の獲得
- ・ やりがい・生きがいのある生活

などが期待できます。

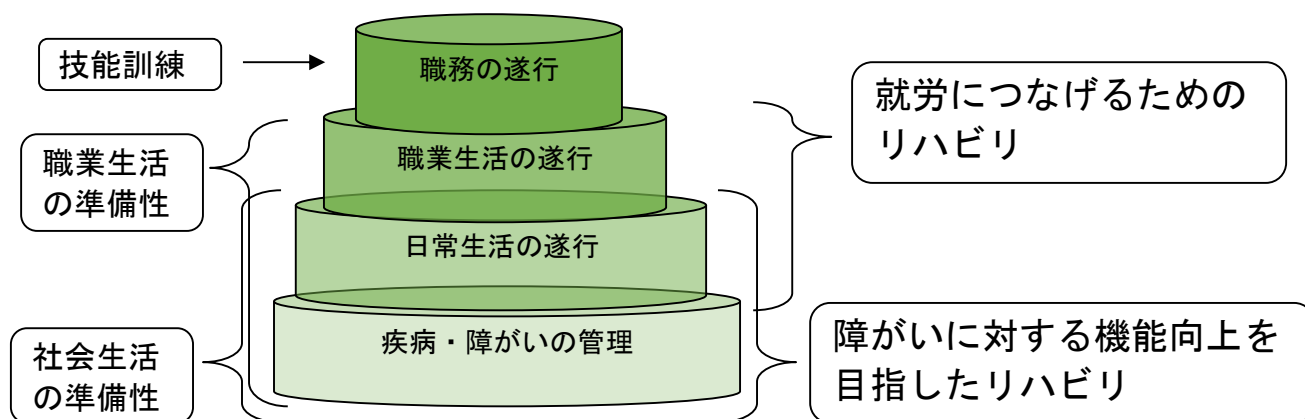
自立（自律）へ

- ・ QOL（生活の質）向上
- ・ ご自身の能力を発揮し、可能性に挑戦
- ・ 地域社会で生き生きと暮らせる

など自立（自律）へ向かっていけます。

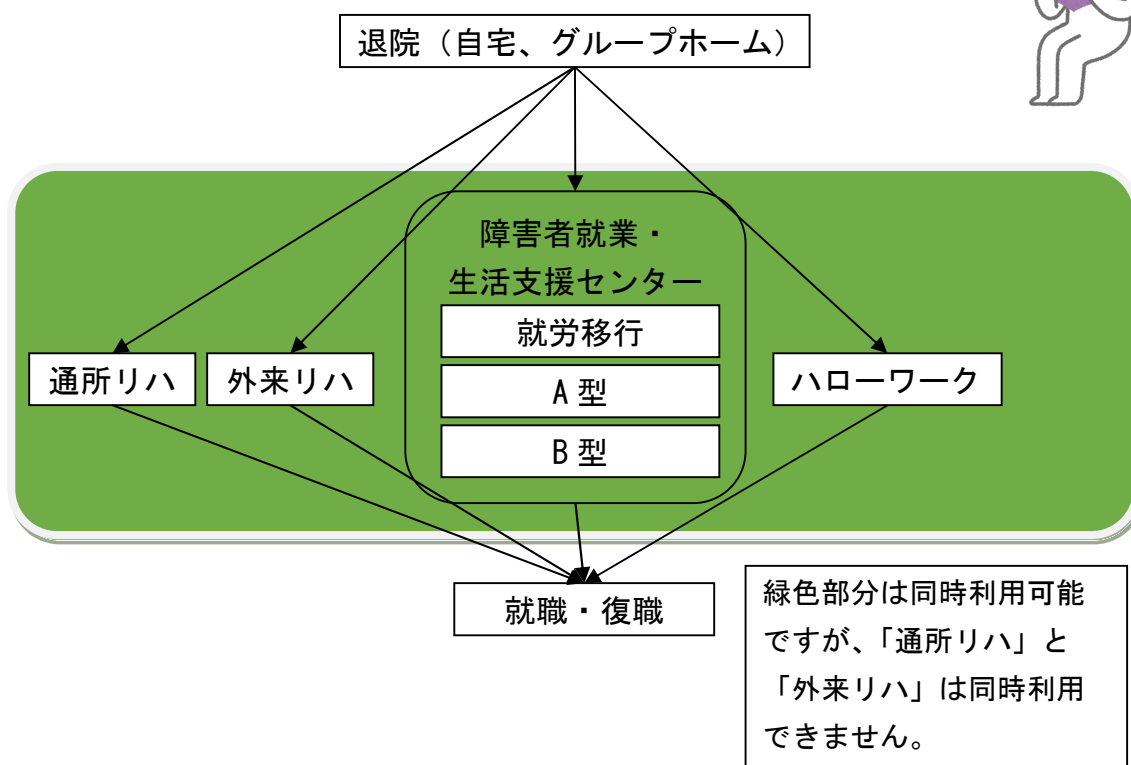
2. 当院での就労支援（就労を想定したリハビリ）

生活のレベルによりリハビリに違いがあります。



3. 退院後の就労環境

退院後に就労に向けて利用できるサービスがあります。



「退院後、働きたい」だけど・・・

- どんな仕事ができるかわからない
 - どうしたら就職できるの？
 - 仕事中に体力がもつかわからない
- といったような疑問や不安などがでてくると思います。



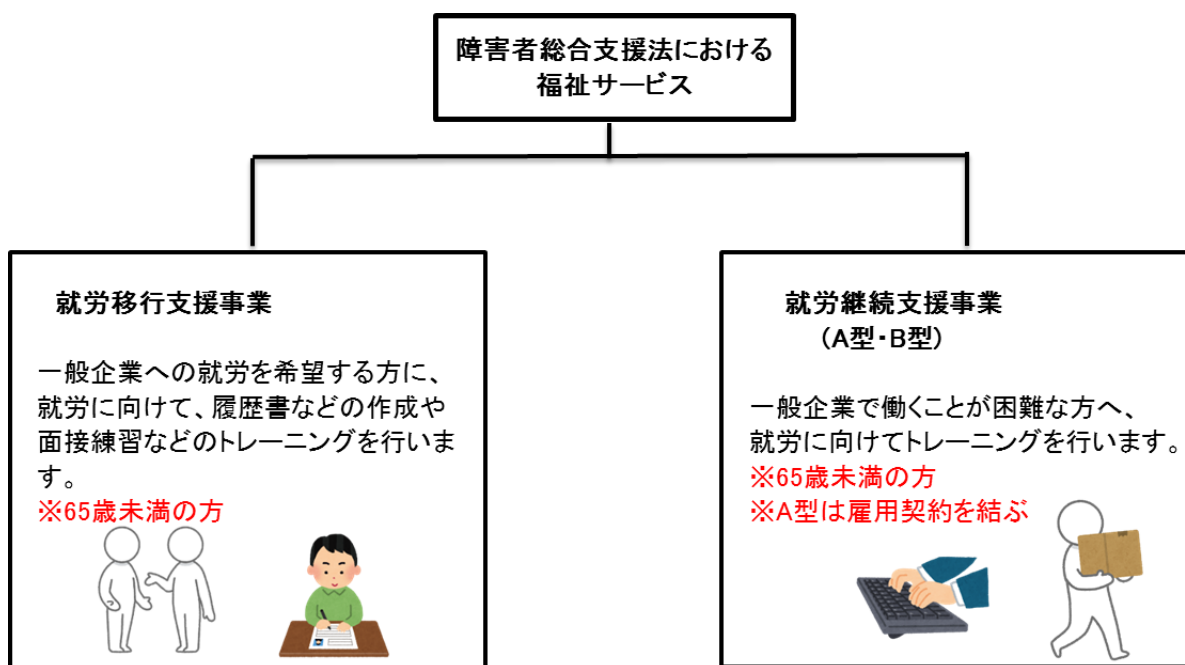
障がいのある方の就労に関しては、

「障害者総合支援法」や「障害者雇用促進法」

などの法律があります。

○障害者総合支援法とは？

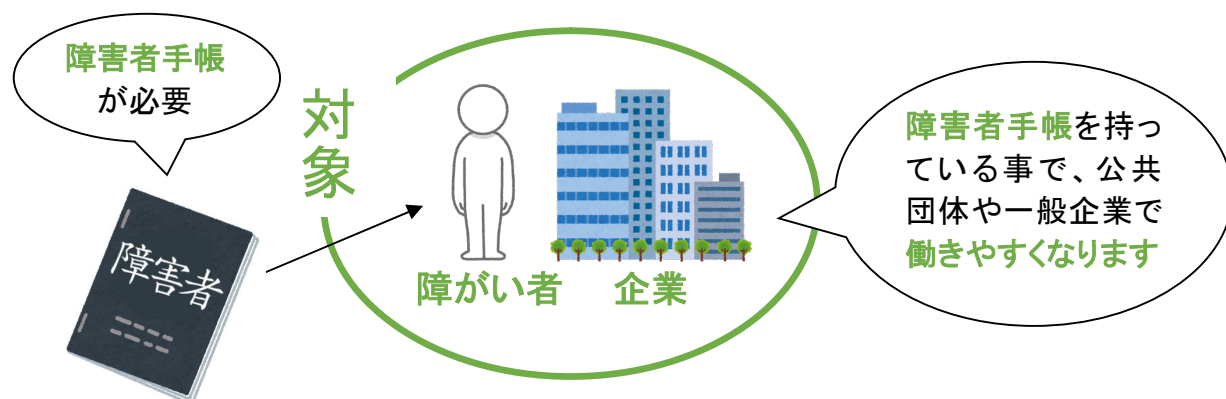
- ・ 障がいのある方の日常生活及び社会生活を総合的に支援するものです。
- ・ その一つに、障がいのある方の就労を支援する福祉サービスがあります。



復職が困難な方や、新たに就職したいと考えている方は、このような事業所に通い就労準備訓練を行ない、仕事を行なう体力をつけることや、ご自身のスタイルにあった仕事をみつけていくことができます。

○障害者雇用促進法とは？

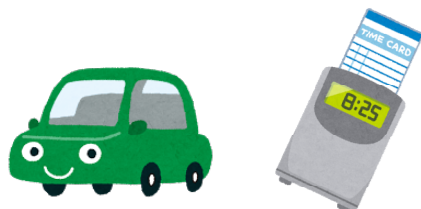
- ・ 労働法の1つで障がいのある方の雇用の安定と確保が目的となります。



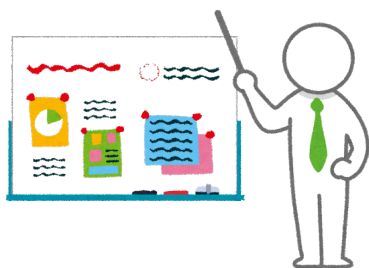
この法律により……………



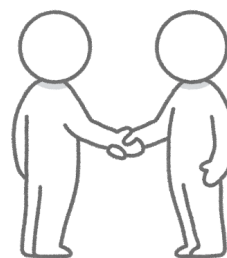
車椅子に合わせて、
机の高さを調節してくれたり



通勤状況に合わせて、
勤務時間や勤務地を変更して
くれたり



文字だけでなく、口頭や分かりやすい
文書・絵を使って説明してくれたり



各機関、施設が連携して
就労を支援してくれたり

障がいのある方々が働きやすい環境を提供してくれます

就労Q & A



Q：障がいを持っていても復職は可能？

A：雇用先の理解が必要となりますが、可能です。場合によって、時間的配慮(短時間勤務等)や職務分類変更(部署変更等)を行う様、法律で定められています。ちなみに、賃金は雇用契約に規定されるため、労働者の同意や特段の事情がない限り、一方的には減額できません。

Q：就職する際に、障がいを持っていることを伝えなければいけないのか？

A：障がいを伝えるか、伝えないかは自由です。それぞれのメリット・デメリットを十分に考えた上で就職活動を行う必要性があります。



Q：この先の生活が心配…。

A：障がいを負うと、障害年金をもらえる場合がありますが、その請求は初診日から1年6カ月を経過した日やその障害が治癒した日以後となります。また、発症前に就労して雇用保険を納めていた方で30日以上引き続いて疾病等のために働けないときには傷病手当が支給される場合があります。その他、発症して会社を退職し、雇用保険の加入者でなくなった場合、再度就職する意思と能力があり、就職活動を行なっている方には失業手当が支払われる場合があります。



Q：障がいを持っていても、就職は出来る？

A：障がいをお持ちの方が働くチャンスの一つとして、障害者雇用促進法により障害者雇用枠(企業が障害者を雇用するために設けられた枠)が設けられています。障害という部分に対しての配慮や環境を雇用先が整備してくれるというメリットがある一方で、障害者手帳を取得している必要があります。

Q：長時間労働をする自信が無い…。

A：障害者総合支援法に基づく、就労継続支援のための施設があります。一般への就労を目標としてそれに必要な知識及び能力向上のために必要な訓練を行う、障害者就労支援継続支援事業というものです。事業は雇用契約を結んで給料をもらいながら利用するA型と、短時間労働で工賃のみをもらうB型とに分かれています。



Q：障害者就労支援継続支援事業の賃金は？

A：就労継続支援A型は、障がいのある方が事業者と雇用契約を結び就労する「雇成型」です。おおむね最低賃金(695円)以上の時給による給与を得られ、月20日程度(1日当たり3~5時間程度)の就労で月4万円~6万円程度の収入となります。

就労継続支援B型は、障がいのある方が事業者と障害福祉サービスの利用契約を結び利用する「非雇成型」です。軽作業などによって工賃を得られ、月数千元~2万円程度の収入が得られます。

Q：障害者就労支援継続支援事業所への送迎はある？

A：事業所によって送迎の有無が異なりますので、各事業所への確認が必要となります。しかし、一般企業への就労を目指す場合には、自力で通うこともリハビリの一部として考えている事業所もあります。